

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年6月25日（木）午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）三 鴨 秀 文
遠 藤 通 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫 中 田 利 幸
前 原 茂 矢 倉 強

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

[経済戦略課] 若林次長兼課長 倉本産業・雇用戦略室長
藤堂産業・雇用戦略室係長

[商工課] 毛利課長

【文化観光局】岡参事兼局長

[観光課] 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐 桑本担当課長補佐

[スポーツ振興課] 深田課長 成田課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐

[文化振興課] 下高課長 原文化財室長 小林文化財室係長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[農林課] 深田農林振興担当課長補佐 森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

【都市整備部】隠樹部長

[建設企画課] 伊達課長 足立総務担当課長補佐

[都市整備課] 北村課長 赤井河川橋りょう担当課長補佐

松本主査兼米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 山浦次長兼課長

[建築相談課] 湯澤次長兼課長 大櫃開発審査担当課長補佐

[住宅政策課] 池口課長

【下水道部】矢木部長

[下水道企画課] 遠藤課長 山崎下水道企画室長 金川課長補佐兼総務担当課長補佐

[下水道営業課] 足立次長兼課長

[整備課] 山中課長補佐兼管路整備担当課長補佐

[施設課] 田口次長兼課長 松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 先灘調整官

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 岩崎議員 門脇議員 田村議員 土光議員

戸田議員 又野議員 矢田貝議員

報道関係者4人 一般3人

審査事件及び結果

- 議案第68号 米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
 議案第69号 米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する
 条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
 議案第70号 事業委託契約の締結について [原案可決]
 陳情第64号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求め
 る陳情書 [不採択]

報告案件

- ・令和2年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等について [下水道部]
- ・令和元年度橋りょう定期点検の結果について [都市整備部]
- ・令和2年6月14日の大雨被害の状況報告について [都市整備部]
- ・令和2年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（都市整備部）について
 [都市整備部]
- ・令和2年6月14日の大雨被害の状況報告について [経済部]
- ・よなご未利用エネルギー活用事業について [経済部]
- ・米子市観光センターの指定管理者について [経済部]
- ・旧米子勤労者体育センターに係る今後の取扱について [経済部]
- ・史跡米子城跡保存整備事業について [経済部]

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○**今城委員長** 都市経済委員会を開会いたします。

本日は、19日の本会議で当委員会に付託されました議案3件、陳情1件を審査いたします。

下水道部から1件の報告がございます。令和2年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等について、執行部からの報告をお願いいたします。

遠藤下水道企画課長。

○**遠藤下水道企画課長** そういたしますと、本市のインフラ整備の財源として活用しております社会資本整備総合交付金および防災安全交付金のうち下水道事業に係ります部分につきまして、令和2年度の国庫補助の配分状況について御報告いたします。

お配りいたしました資料の上に表を載せております。まず、表の一番左の枠になりますが、交付金種別として2つ載せております。そのうち、社会資本整備総合交付金、社総金ですが、下水道事業におきましては、管渠の新設など、汚水処理施設の未普及解消、これが対象になるものでございます。また、防災安全交付金、防安交付金ですが、これはインフラの再構築に対する補助でございまして、下水道事業におきましては、施設の老朽化対策のほか事前の防災、減災対策、これも対象となるものでございます。

それでは、それぞれの交付金の配分状況でございます。表の中ほどに国費の配分額、これをお示ししております。まず、社総金でございますが、国費ベースで、国への要望額7億8,550万円に対しまして、満額配分の内示をいただいたところでございます。一方、防安交付金につきましては、同じく国費ベースで、要望額6億2,240万円に対しまして、

配分額は4億7,236万8,000円で、配分率は75.9%となりました。この結果を踏まえまして、改めて各事業の内容を精査するとともに、安心・安全の観点での緊急性、これを考慮しまして、緊急性の高い事業から優先して実施してまいりたいというふうに考えております。加えまして、国の補正予算や、例年、若干ですが、款内流用、これによる追加配分もございますので、こういった国の動向に注視し、適宜国・県に対しまして、財源確保に向けた働きかけ、これを行うこととしております。

次に、国費ベースでの当初予算額を表の枠の一番右に載せておりますが、これに対する配分額についてでございます。まず、社総金ですが、予算額6億3,550万円に対しまして、1億5,000万円の増でございます。一方、防交交付金は、予算額6億2,148万3,000円に対しまして、配分額が1億4,911万5,000円の減になります。これにつきましては、実績を踏まえまして、3月補正による財源の組替え、これも検討しておりますのでございます。

次に、表の下になります、グラフについてでございます。これは、平成29年度からの年度ごとの推移につきまして、配分率を折れ線グラフで、交付決定額を棒グラフにしたものでございます。まず、黒い折れ線、社総金の配分率についてでございますが、昨年度の83.4%から今年度は100%となっております。この配分理由につきまして、県を通じて国に確認をいたしました。それによりますと、今年度は国における未普及対策事業として、汚水処理施設整備が概成されていない自治体に対して重点配分がされた結果というふうに伺っております。次に、赤い折れ線の防交配分率でございます。これは、昨年度の100%から今年度は75.9%に下がっております。理由といたしましては、昨年度は国における国土強靱化のための3か年緊急対策を踏まえ、防災・減災対策事業に重点配分がされましたが、今年度につきましては、未普及対策に重点配分がされたこと、及び防交交付金の全体の要望額が増加しているためというふうに伺っております。次に、棒グラフの水色の部分、これが社総金の交付決定額の比較になりますが、今年度は、昨年度から約3億6,200万の増加でございます。このグラフが示すとおり、例年と比べまして、国庫の重点的な配分をしていただいたものというふうに認識をしております。施工業者確保のため、工事発注方法の検討や現場の適切な把握に努めまして、新規整備にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後ですが、本市では令和元年度に公共下水道事業ストックマネジメント計画の実施計画を策定いたしまして、施設の更新需要の平準化を図り、今後これを基に計画的な改築、更新を実施するほか、令和8年度末のいわゆる10年概成に向けて新規整備も重点的に行う予定にしております。これらの事業におきましては、国庫補助を活用し、着実に事業の進捗化を進めていきたいというふうに考えておりまして、国費支援の確実かつ継続的な実施について要望を重ねてまいりる考えでございます。

説明は以上です。

○**今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 8 分 休憩

午後 1 時 0 9 分 再開

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

初めに、議案第 6 9 号、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

湯澤都市整備部次長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 議案第 6 9 号、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

では、お手元にお配りしております資料を御覧いただきたいと思います。改正理由についてでございますが、本年 3 月定例会の当委員会で概要説明をさせていただいておりますので、繰り返しの御説明になる部分があることを御了承いただきたいと思います。

近年、人口減少や高齢化の進行によりまして、多数の空き家が発生しております状況から、既存建築物を活用いたしました地域再生の取組に対しましては、平成 2 8 年 1 2 月に国が開発許可制度運用指針を改正し、弾力化されてきているところでございます。また、鳥取県におかれましては、国の開発許可制度運用指針の改正を踏まえまして、境港市と日吉津村を適用地域といたしました鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例を平成 2 9 年 7 月に改正され、県外からの移住者等への空き家の居住を加えられているところでございます。本市におきましては、これまで移住先の選択肢といたしまして、市街化調整区域外の区域への誘導を優先してまいりましたが、市街化調整区域内におきましても、人口減少対策や空き家対策が喫緊の課題になってきたという認識でありますことから、さらなる移住促進や空き家の有効活用といったものを図りますために、県外からの移住者及び県内外からの移住農業者に対しまして、市街化調整区域における人的要件の規制を見直すことといたしましたものでございます。

市街化調整区域におけます人的要件の規制につきましては、お手持ちの資料の下のほうになりますが、現況の基準というところがございます。ここに記載しておりますように、

(1) に掲げました例のような住宅につきましては、これまでも規制がなかったわけですが、(2) に掲げました例のような住宅につきましては、規制がかけられておりまして、こうした規制がかけられた既存住宅の中にも空き家が発生しておりますことから、こうした空き家の有効活用を図っていくということにしたものでございます。

具体的な改正内容につきましては、2 の改正内容というところに記載しておりますように、市街化調整区域内の住宅または兼用住宅で建築後 5 年以上が経過し、所有者やその親族による居住が見込めない空き家に居住しようとする者であって、その中の移住者につきましては、その空き家を所有しようとする者で、過去 5 年間県内に居住したことがなく、市内に住宅がなく、かつ市内の市街化調整区域内に住宅建設可能な土地がない県外からの移住者。それから、農業者につきましては、その空き家を所有または賃借しようとする者で、過去 5 年間に県内に居住したことがなく、市内に住宅がなく、かつ市内の市街化区域内に住宅建設可能な土地がない市内の農地を現に耕作する県内外からの移住者がそれぞれ

行います開発行為によらない建築物等の許可申請に係るものでございます。

それから、議案書の69の2ページを御覧いただきたいと思います。これの別表の2の項でございますけれども、これにつきましては、文言の整理を行ったものでございます。

なお、施行の期日は公布の日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見ををお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第69号、米子市市街化地域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、事業委託契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松本都市整備部主査。

**○松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** では、議案第70号の説明に入らせていただく前に、資料の訂正がございます。議案資料及び追加でお配りしておりました都市経済委員会資料の訂正についてを御覧ください。訂正箇所は、資料本文1行目の令和元年3月に詳細設計が完了とありますところが、正しくは令和2年3月でございます。また、本文下の囲み内の5行目、自由通路全体工事費というところがございますけれども、26億5,100万円とありますが、正しくは27億2,600万円でございます。修正させていただきます。資料に修正が加わりまして、御迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

では、議案の説明に入らせていただきます。議案第70号は米子駅南北自由通路の工事に係りますJR西日本との工事協定の締結についてでございます。締結金額は、23億8,701万9,000円で随意契約となっております。

資料を御覧くださいませ。米子駅南北自由通路につきましては、令和2年3月に詳細設計を完了いたしました。これに伴いまして、これまでスケジュールでお示ししとりましたとおり、今年度、工事に着工することとしております。工事の着工に向けましては、JR西日本と工事に関する協定を締結する必要がありますので、今回上程させていただいております。その下に、工事協定理由、なぜJRさんと工事の協定を結ぶ必要があるのかということで記載をさせていただいております。この内容としましては、JR西日本様が、

J R 以外が工事主体となる工事の場合、鉄道運行に影響がある可能性がある、そういった工事の場合は、工事事業者さんと工事協定を締結した上で、J R 西日本が管理監督の上で工事を実施するという取扱いにしておられます。米子駅南北自由通路の工事につきましても、線路上空及び近隣地、隣接地の工事でございますので、J R 西日本と工事協定を締結して工事を実施していくという流れになります。

その下でございますけれども、協定金額を囲みの中ですね、入れております。協定額、先ほど申しあげました、ここはちょっと丸めておりますけれども、23億8,700万円でございます。自由通路の工事費としましては、先般委員会で報告もさせていただきましたけれども、合計としまして、27億2,600万円になります。全体工事費と今回の協定額との相差がございます。これにつきましては、自由通路の内装の一部を今回の協定から除いております。こちらにつきましては県産材の活用に関する部分でございます、詳細設計は終わっておりますので、自由通路の天井面、県産材を使うということで、通路の仕様など設計は終わっておりますけれども、通路に使用します木材の調達方法、こちらのほうがまだ確定しておりませんので、その部分は除いております。今後、県産材の調達について、詳細が決まりましたら、協定変更の必要が生じてくる場合もございます。その場合は、改めて上程させていただいて、御議論いただこうというふうに考えております。

最後になりますけれども、右に平面図をつけておりまして、赤い囲みのところが工事範囲でございます。5月に自由通路の設備、仕様等の説明をさせていただきました中で、1点、観光案内所というのがございました。こちらにつきましては、道路事業ではございませんので、今回の工事協定には含めておりません。別途、観光部局のほうが発注をする形になります。そのことについては申し添えておきます。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

岡村委員。

**○岡村委員** 何点かお尋ねしたいというふうに思いますけれども、23億を超える金額の事業委託契約ということなわけですから、これについて、やはり工事の透明性をどう確保していくのか、そういったことが大事になってくるというふうに思います。

先般、ちょっと御紹介させていただいた担当のほうには伺ったところなんですけれども、こういった委託工事の透明性の確保に向けてという報告書というのがありまして、これは、横浜市と東日本旅客鉄道株式会社、J R 東日本ですね、に委託契約して、東海道本線岩間川橋梁及び金沢橋改築工事という工事がある、これで、実際の出来高を超過して、J R 東日本に支払っていたといったことがあって、新たに専門家なども交えて、道路局委託工事と事故再発防止委員会というのが立ち上げられまして、こういった報告書をつくられたということをお聞きしとるんですけれども、こういった中で、やはりこういったことの、どういったふうな形で透明性の確保を図っていくのか、検査の適正性というか、そういったものというのはどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

**○今城委員長** 北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** 検査の透明性ということだと思いますけれども、本来、J R に委託しますので、自由通路の工事自体につきましては、J R のほうが発注及び監督をして、責任

を持って工事検査まで行うこととなりますが、米子市としても工事の中間および完了時点で担当課である都市整備課と総務部契約検査課と協議しながら、米子市建設工事検査基準を参考にして、必要な範囲で施工現場および工事書類の出来高等の確認を行いまして、透明性の確保に努めていきたいと思っております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** そこちょっとお伺いしたいんですけども、自治体とそれから鉄道事業者等のやっぱりそういった委託契約というのがあって、その中で全国的に透明性をどう図っていくのかということが問題となっていて、これは平成16年に国土交通省のほうから、都市地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について、略して、透明性確保の通知というふうに言われております、そういったものが発出されてるといったことがあります。また、平成21年には、同じく国土交通省から、公共工事における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせについてということで、これもやはり通知が出されておる。こういったものについても、やはりしっかりと受け入れて、こういった委託工事というものに対処していくということが必要だと思いますけど、それについての何かお考えはありますでしょうか。

○**今城委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 今、透明性の確保の通知が国から出ておりますが、今回の自由通路工事につきましても、国からの通知内容に基づき、協定書の条文中に透明性に関する項目を加えるとともに、JR西日本と工事請負業者との契約時及び精算時にも国の通知に準じた資料の提出を求めることとした項目を加えていこうと思っております。また、その資料の提出に加えて、工事請負業者と精算時の検査には、本市も、先ほど言いましたけど、出席するなどして、実施主体としての工事の透明性の確保に努めていきたいと思っております。以上です。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 最後、要望ですけども、そういったことも踏まえて、しっかり透明性の確保、これに努めていただいて、適宜議会にも報告していただくということをお願いして終わります。

○**今城委員長** ほかにございませんか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 要望的な形になると思うけども、これ、債務負担行為を組んでますよね。総額幾らでしたっけ。

○**今城委員長** 松本都市整備部主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 債務負担行為につきましては、14億4,000万組んでおります。債務負担行為、令和3年、4年分として、債務負担行為を14億4,000万組んでおまして、令和2年度分につきましては、当該年度の予算で組んでおりますので、合計で今回の協定の額ということになっております。

(「総額で14億しか組んでなかった、これ。」と遠藤委員)

○**今城委員長** 遠藤委員、発言でしたら挙手を。

○**遠藤委員** 総額で14億しか債務負担行為枠は組んでなかったか。

○**今城委員長** 松本主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 債務負担行為としましては14億4,

000万でございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 27億という協定締結の額というのはどこから出た額なんですか、これ。僕は、債務負担行為で組んでるから、その中の支出行為だと思ってるけど、そうじゃないんですか。

○**今城委員長** 松本主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 令和2年度の予算としまして、9億4,901万9,000円、予算を組んでおります。それに加えて、債務負担行為、令和3年、4年の債務負担行為としまして、先ほど申し上げました14億4,000万組んでおまして、合計で23億8,901万9,000円という額の中のほぼいっぱいいっぱいですね、98%枠ぐらいでの契約ですので、予算内での契約になっております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** なぜこういうことを言ったかという、債務負担行為額というのは、いわゆる移転補償も含めて、工事費も含めて、用地費も含めて、総額でくくってあるんでないかと思っておただがんな。そうすると、金額がもっと60億近いものじゃなかったかなという気がするんだけど、そういう債務負担行為が変わる中でこういうふうに各年度ごとに工事費とか費用弁償とかっていうのが出ていくんじゃないかというふうに思っておるんですよ。そういうことがあるから、実はそういう各年度ごとの債務負担行為額の中のそれぞれの各年度ごとの支出明細、これを今回の段階である程度きちんと資料として提出できかなというものが、私の思いなんですけど、そうじゃないんですか、これ。

○**今城委員長** 松本主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** 先ほど申し上げました額の債務負担行為の額は、工事についての債務負担でございます。補償につきましては、別途債務負担のほうを、平成30年度から令和4年度までの債務負担ということで、25億9,000万、これは別途債務負担のほうを取らせていただいております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それで、内容は分かりました。今、当局が言ったのは、工事費だけの債務負担行為のことを言っとる。私は、全体の事業の債務負担行為で幾らかと。そういう中で、今言ったように、用地費とか費用弁償とか工事費とかいうのが出てくると思うんです、各年度ごとにね。その流れというものを、この今回の23億出されるわけですから、それらを含めて、今までどういうふうな形で支出がどういう事由のもので出たのか、各年度ごとというような資料を、この際、一遍資料として提供してもらいたいと思うんですよ、配慮してもらいたいと思う。

○**今城委員長** いかがでしょうか。

松本主査。

○**松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長** いわゆる年度ごとの事業費とこれからの事業についての予定額ということだと思いますので、それにつきましては、資料のほうはつくらせていただきます。

○**今城委員長** これまでの債務負担行為がどのような形で、何年にどのような内容のものが債務負担行為できてるのか、今後の債務負担行為の予定が分かれば、そして、どのよう

にそのお金が、どんな形で使われてきて、今後どうなのかというところが分かるようなものにしていただけますか。そうしないと今、遠藤委員さんがおっしゃったことが満たされないと思いますので。よろしいでしょうか。お願いします。

（「分かりました。」と松本都市整備部主査兼米子駅周辺整備推進室長）

○**今城委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。ございませんね。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第70号、事業委託契約の締結について、原案のとおりに可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時30分 休憩**

**午後1時57分 再開**

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から3件の報告がございます。

まず、令和元年度橋りょう定期点検の結果について、執行部からの報告をお願いいたします。

北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 令和元年度橋りょう定期点検の結果について報告させていただきます。

最初に、すみません、資料の訂正をお願いします。本文3行目で令和2年度となっておりますが、これ、令和元年度の間違いですので、訂正をお願いします。大変失礼いたしました。

それでは、説明させていただきます。今回の点検は、平成26年度に実施しました点検から5年経過しましたので、道路法施行規則第4条5の6に定められた5年に1回行う点検として、市道に係る649橋のうち532橋につきまして、定期点検を行いました。その結果、532橋のうち、早期に措置を講ずべき健全性Ⅲの橋梁は75橋でした。緊急に処置を講ずべき健全性Ⅳの橋梁については、ありませんでした。前回の平成26年度の点検では、健全性Ⅲの橋梁は80橋あり、その5年間で18橋についての補修工事を行い、健全性を上げましたが、5年間の経年劣化等によりまして、当時、健全性ⅡやⅠであった橋梁が健全性Ⅲとなり、結果、健全性Ⅲの橋梁が75橋になったものと推測しています。今後も引き続き、橋りょう長寿命化修繕計画に基づきながら、補修を行っていきたく思います。説明は以上です。

○**今城委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和2年6月14日の大雨被害の状況報告について、執行部からの報告をお願いいたします。

山浦都市整備部次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** そうしますと、令和2年6月14日の大雨被害の状況について、御説明をいたします。6月14日の朝方から降り始めました大雨でございますけれども、最大で1時間当たり37ミリの雨が降りまして、24時間の雨量といたしましては、120ミリを超えるような大雨というふうになりました。

市道の被害として、2か所ございました。一つは、市道古市1号線というものでございますけれども、資料のはぐっていただきまして、位置図の次の写真のところ、2ページを見ていただきたいと思っております。大雨によりまして路肩のほうにひび割れが入っておりまして、それについて土のうで仮応急をしたわけですが、それがまた3番の様態のように水路のほうにどんどん寄っている状況でございます。これにつきまして、ブロック積み等の護岸で災害復旧を行うように考えております。延長が12メートル、水路の高さが2メートルのものでございます。

次に、3ページ目の位置図の②というところを見ていただきたいと思っております。これも吉谷のところでございます。4ページの写真を見ていただきたいと思っておりますが、3番の写真のところにありますように、点線で描いておりますけれども、暗渠のところに集水しますが、これも上まで上がってない集水ますでございます。普通はグレーチング等で掃除ができるようになってるんですが、上も舗装でかぶせてあるような集水ますでございます。この水路に上流から水がたくさん入ってきたことにより、この集水ますが満杯になりまして、周辺のところにあふれ出たということで、右側の水路のほうに水が流れていきまして、舗装等を壊して、整理番号2のように陥没箇所が発生したものでございます。これにつきましては、一度舗装を剥ぎまして、集水ますを出しまして、周辺の陥没箇所等の修復を行いまして、再度舗装するわけでございますけれども、この集水ますが下にあるままでは管理ができませんので、今回、上まで集水ますを上げまして、上からでも管理ができるような形に復旧するように考えております。

説明は以上でございます。

○**今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「すみません、もう1点いいですか。」と山浦都市整備部次長兼道路整備課長〕

○**今城委員長** 山浦次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** すみません、もう一つあれですけど、この災害費につきましては、最終日に追加議案として災害復旧費を補正予算として計上しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○**今城委員長** 質疑、御意見よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和2年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（都市整備部）について、執行部からの報告をお願いいたします。

足立建設企画課総務担当課長補佐。

**○足立建設企画課総務担当課長補佐** それでは、資料に沿いまして、本市のインフラ整備の財源に活用しております令和2年度の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金、国庫補助金の配分状況について説明させていただきます。

社総金は従来から活用しております通常の新規整備に係るものと、防災・減災や安全に特化した防災・安全交付金に分かれております。なお、今年度から橋りょう補修事業を行ってございました防災・安全交付金のパッケージが国庫補助金の道路メンテナンス事業に、住宅事業の社総金の特定空家等除却補助金が空き家対策総合支援事業に変更になりました。比較のために国庫補助金等として掲載しております。

それでは、1ページ目を御覧ください。まず、道路関係でございますが、市道安倍三柳線、市道上福原東福原線、和田浜工業団地内市道の改良事業に充当しますパッケージ18は、要望額1億1,869万7,000円に対して、配分額は8,318万8,000円、要望額に対する配分率は70.1%となっております。昨年度の配分率が68.5%でしたので、配分率としては微増となっております。

続いて、道路維持補修事業に充当しますパッケージ12は、今年度からパッケージ20と名称が変わりました。要望額6,850万円に対して、配分額375万2,000円で、要望額に対する配分率が5.5%となっております。

続いて、通学路の整備に係る道路維持補修事業に充当しますパッケージ16は、要望額7,150万円に対して、配分額870万9,000円、配分率12.2%で、配分率、配分額ともに昨年を下回っています。

次に、街路関係でございます。米子駅南北自由通路等整備事業に充当しますパッケージ14は、要望額7億7,000万円に対して、要望額どおりの満額の交付となりました。

次に、公園関係でございます。公園施設長寿命化事業に充当します交付金は、要望額3,850万円に対して、配分額2,500万円、昨年度と比べ配分率は下がりましたが、配分額は300万円の増となりました。

次に、住宅関係でございます。市営住宅長寿命化改善事業に充当します交付金は、社総金の部分と防災・安全の部分に分かれますが、社総金部分が要望額687万円に対して、配分額419万1,000円、配分率61.0%となり、配分率、配分額ともに昨年を下回っています。また、防災安全の部分は、要望額1,010万4,000円に対して、配分額757万4,000円、配分率が75.0%と、昨年度と比べ配分額は下がりましたが、配分率は高くなっております。

最後に、まちづくり関係でございます。バリアフリー改修推進事業、震災に強いまちづくり促進事業等に充当します交付金は、要望額5,058万5,000円に対して、配分額2,820万円、配分率55.7%と、昨年度に比べ配分率は下がりましたが、配分額は微増しました。

なお、比較のために個別の国庫補助金となった事業についても説明いたします。橋りょう補修事業に充当します道路メンテナンス事業は、要望額1億3,200万円に対して、要望額どおりの満額の交付となりました。

次に、特定空家等除却補助金に充当します空き家対策総合支援事業も要望額600万円に対して、要望額どおりの満額交付となりました。

以上、社総金全体では、総要望額11億3,475万6,000円に対して、配分額9億3,061万4,000円、配分率82%となっております。国庫補助金となったものも合わせますと、総要望額12億7,275万6,000円に対して、配分額10億6,861万4,000円、配分率84%と、配分額は低くなっておりませんが、配分率は昨年を上回りました。今年度の社総金全体の要望額については、昨年度よりも下回りましたが、これは事業の内容による必要額に応じたものでございます。

次に、2ページ目を御覧ください。本市に対する社総金全体の配分状況を年度当初の状況で比較したものでございます。社総金の対象事業であります市道安倍三柳線改良事業、防災・安全交付金部分の市営住宅長寿命化改善事業が事業の内容により要望額を減額しておりますので、全体として減額となっております。また、緑色のグラフで示しております防災・安全交付金ですが、このグラフ上では減額と見えますが、個別の国庫補助金に移行しました橋りょう補修事業分を合算しますと微増しております。また、対象事業である米子駅南北自由通路等整備事業、これは主要事業でございますが、配分率100%となっております。

以上、令和2年度の社会資本整備総合交付金の配分状況について説明させていただきました。本市としましては、社会資本整備総合交付金の今後の国の補正や追加配分など、引き続き国の動向を注視しつつ、状況を見ながら、より配分が受けやすいパッケージによる要求の検討を行うほか、公共施設等適正管理推進事業債の活用などにより、本市のインフラ整備のための財源確保に全力を尽くしてまいります。

説明は以上でございます。

○**今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 資料の、欲を言ったことになるかもしれないが、作り方で、例えば令和元年の交付金配分額の隣には配分率が載ってませんよね。令和2年のところは、配分額があって、配分率が載ってます。今の説明では、令和元年よりも配分率は良かったって言われるけど、僕らが見とって何ぼ良かったのかなというのが全く受け取れませんが、そういうところの工夫をしてもらっていただかないかなという気がいたします。

それと、交付金の配分額内訳あるいは当初予算額という並びが書いてあるのは、これは令和2年度のことを指しているということですか。

○**今城委員長** 足立担当課長補佐。

○**足立建設企画課総務担当課長補佐** 恐れ入ります、もう一度お願いできますでしょうか。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 令和元年交付金配分額の右のほうに交付金配分額内訳があって、欄が、次、当初予算額があるでしょう、比較がしてありますよね。この欄は令和2年度の分だということですか。

○**今城委員長** 足立担当課長補佐。

○**足立建設企画課総務担当課長補佐** 失礼いたしました。そのとおりでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それもできれば、分かりやすいようにしてもらいたいと思うけども、ただ、ここで私心配するのは、社総金の関係で、道路関係の、令和元年もそうですが、令和2年度も同じじゃないかと思うんだけど、ここは倍半分違うか、この事業費と比較した場合に、下がりますよね。下がりませんか、これ、全体が。例えば令和2年度交付要望額が1億1,869万7,000円ですね。それで交付額が8,318万円ってなってますね。そうすると、この実際に事業費に転化した場合には、これ幾らになりますか、オーバーするんですか。当初予算額から見ると事業費は下がっていますけども。これは事業費としてはどういうふうになりますか。

○**今城委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 当初予算額から、言われるように、R2年交付配分額が下がっております。交付金要望額につきましても配分額3,500万ぐらい下がっております結果、事業といたしましては、この範囲内で実施していきたいと思っております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 何が聞きたいかという、当初予算で組んだ事業費から見て、交付金配分が下回った分については、どういうふうな形で事業の進捗を図っていかれるかという問題、財源的な形を含めて、というのが見えるんじゃないかと思うんだけど、違うんですかね。

○**今城委員長** 足立担当課長補佐。

○**足立建設企画課総務担当課長補佐** 配分額が少なかった部分につきましては、今後、国の追加配分とか、国の補正部分に要求をしていきたいというふうに考えております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私の質問が悪いかもしれませんが。交付金配分によって、当初予算額で決まった事業費よりも実際に事業費が下回るという数字がここに書いてあるわけですね。そういう下回った分については、どういうふうな手当てをして年度内事業をしていかれるかということなんです。

○**今城委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 社総金パッケージ18の部分でお答えさせようつもりですが、今の事業費、例えば市道安倍三柳線、当初予算1億3,500万、配分額の事業費9,937万6,000円、この差についてですが、その他のパッケージ18の事業の進捗等を見ながら配分額の調整をしていきたいと考えております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 社総金の配分額の調整ということを言われたけど、この表で出ている以外に、どっか保留財源でもあるんですか。

○**今城委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** これ以外の保留財源ということですけども、今調整すると言いましたのが、その他、市道上福原東福原線改良事業と和田浜工業団地内市道改良事業の中、その3本での調整をというふうに考えております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** こういう解釈していいんですか。いろいろな事業のところに社総金というも

の財源があるんで、それぞれの事業の進捗によって余ったやつは、そこに振り向けますと、それで埋めますと、こういう話ですか。

○**今城委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** 先ほど委員がおっしゃいましたとおりでございますが、やっぱり最終年度につきましては、きちっと予算を配らなければいけませんので、その事業の進捗状況によりまして、この3つの事業の中で予算のほうを適時振り替えていくということでございます。

○**今城委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時22分 再開

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

経済部所管について審査いたします。

議案第68号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** そうしますと、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。お手元の議案のうち、ページ番号の68の2ページを御覧ください。

米子市体育施設条例の改正についてでございますが、このたび条例の改正を行おうとする理由といたしましては、本年9月22日をもって、市営湊山球場を廃止するため、米子市体育施設のうち市営湊山球場を関係規定から除くものでございます。

変更点につきましては、そのページの表の左の改正前の欄に掲げます規定を右の改正後の欄に掲げる規定に変更するものでして、変更点につきましては、下線と太枠で示してございます。

まず、第2条の名称及び位置ですけれども、こちらのほうから市営湊山球場について削除いたします。次の第17条についてでございますが、こちらは湊山球場の廃止とは直接関係はございませんが、過去の番号のずれに伴う整理でございます。その下、ページの一番下のところになりますが、別表1の使用時間、休場日につきましても、湊山球場の規定を削除するものでございます。ページ番号68の3の中ほどに移りまして、別表第2でございますが、こちらにつきましても、使用料の額について、湊山球場の規定を削除するものでございます。その下の第3項につきましては、球場における物品の販売その他営業行為の料金を定めた表がございすけれども、そちらのほうからも湊山球場の規定を削除するものでございます。

はぐっていただきまして、68の4ページでございますが、附則といたしまして、第1項に施行期日を、第2項、第3項に経過措置を、また第4項のほうに米子市都市公園条例

の一部改正といたしまして、本市の都市公園に設置されております有料公園施設から市営湊山球場を除くものでございます。

改正点については以上です。説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。よろしいですね。  
遠藤委員。

**○遠藤委員** 単行議案ですから、これは本当はそれだけに関しての質疑しかできないんですけども、ちょっと説明を求めておきたいと思いますが、今回この湊山球場を廃止するというのは、史跡整備事業に関連して廃止すると、こういうことになるだろうというふうに理解しています。そこで関連してくるんですけど、そこに改正後の庭球場、米子市営湊山庭球場、これは国史跡指定の中に入ってる施設なんですけども、これはずっとこの形で残していくと言われる内容っていうのは、どういうわけなんですか。本来ならば、史跡に関係のないものについては除外していかなきゃいけないというのが史跡事業だと思うんですけども、庭球場というのは、これはずっとこれからも残していくちゅう考えなんですか。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 文化振興課のほうからお答えいたします。今、米子城の二の丸にございます庭球場の御質問だろうと思っておりますけれども、将来的には整備の過程の中で、整備が進んでいけば、将来的には廃止する予定にしております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 深くを申しませんが、将来的というのは、どのぐらいの時間を言ってるんでしょうか、10年、15年。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 明確な時期はまだ想定しておりませんが、あの庭球場があります二の丸の高石垣がかなり緩んできておりまして、そこの保存整備を行った後に、庭球場のところを整備する予定にしております。その過程の中で、もし積み直し等が出てきた場合は、今の庭球場の半分ぐらいは削って整備をしないといけないので、その時点で廃止をするというふうなことになるかと思っております。期間的には、向こう5年以内にはそれはないとは思っておりますが、それ以降で検討していくことになるかと思っております。高石垣の調査・研究をきちっとしてから、方向性を出していきたいと考えております。

**○今城委員長** よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見ををお願いいたします。よろしいですね。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第68号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 2 9 分 休憩**

**午後 2 時 3 3 分 再開**

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

陳情の審査をいたします。

陳情第 6 4 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

賛同議員からの説明を求めます。

又野賛同議員。

○**又野賛同議員** 日本共産党米子市議団の又野です。賛同理由を述べたいと思います。

東京一極集中を是正しなければならないということは、皆さん共通の認識であると思っております。今回のコロナの件でも、人口の集中は感染症のリスクが高いということからも、一刻も早く東京一極集中、是正しなければならないと考えております。賃金が高いほうに人口が流れやすいということもあって、賃金の格差が東京一極集中の原因になっているということもはっきりしています。そして、そのため、地方のほうでは経済が疲弊してきています。また、地域によって最低生活費に大きな差がないという調査結果もあります。それは、地方では車が必需品になっているため、交通にかかる費用が都会より大きくなっているということも原因の一つです。1日8時間働いて、1か月の最低生活費を得るためには、この陳情の中にもありますけれども、最低賃金1,500円以上必要であることも書いてあります。ただ、地方の中小企業がその最低賃金を実現するためには支援が必要となってきます。以上のことから、東京一極集中を是正し、地方経済を活性化させるため、また残業せず、8時間働けば普通に暮らせる社会、こういうことにするためにも、最低賃金を上げ、全国一律にすることが必要であると考えますので、陳情に賛同いたします。以上です。

○**今城委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して、質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結します。

その他質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、御意見をお一人お一人お願いをいたします。

では、前原委員から、前からお願いいたします。

前原委員。

○**前原委員** 私は、この陳情に関しては、不採択という形にさせていただきたいと思っております。今、コロナ禍にありまして、地方経済が非常に厳しい状況になっております。年々この最低賃金も徐々に上がってきておりますので、現在これを意見書として出して要

求するというときではないと思いますので、不採択でお願いいたします。

○**今城委員長** 三嶋委員。

○**三嶋委員** 同じく、不採択でお願いします。今、コロナ禍におきまして優先されるべきは雇用の維持でありますので、賃上げに対して求める陳情書につきましては今回は見送るべきだと思いますので、不採択でお願いいたします。

○**今城委員長** 尾沢委員。

○**尾沢委員** 私のほうも、本案件については、陳情については不採択でお願いしたいと思います。中でも書いてございますけど、全国一律というような言葉も、全国一律で最低賃金を確定するというようなことは不可能に近いような状況だろうと私自身は考えておりますので、地方には地方のやはり事情というのがあるだろうとっておりますので、今回の陳情に対しては、不採択でお願いしたいと思います。

○**今城委員長** 中田委員。

○**中田委員** 結論的には不採択でお願いしたいと思います。中身的に、最低賃金を将来的に上げていくという必要性はもちろんあるとは思うんですけども、この陳情書にあるように、現在の陳情書にある金額、例えば時給1,500円とか、こういったコロナ禍で事業者そのものが存続に対して非常に危機的な状況にある中で、最低賃金だけの上昇という話にはならない、逆に1,500円に上げたら、事業者、私は倒産が増えると思っておりますので、やっぱりその経済状況と、それから事業者の経営状況とのバランスの中で配分というのはあると思っておりますので、この陳情に関しては、不採択でお願いしたいと思いません。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 不採択でお願いします。

○**今城委員長** 不採択ですね。理由はよろしいですね。

では、遠藤委員。

○**遠藤委員** 私は、このコロナ禍などという今の社会状況を見たときに、今までのやっぱり経済や社会の在り方っていうものが根本から問われてるというふうに私自身は思っています。そういう意味では、この労働賃金というものについても基本的にやっぱり視点を変わてかかるべき、そういうことが今回のコロナ禍の問題で提起されてるというふうに思いますが、ただ、この陳情書に書かれておる1,500円という数字は、鳥取県の現状も書かれていますけども、790円ですよ。そうすると、倍ということの数字になっていますし、当初、この陳情書が出た頃は1,000円というのが一つの目安であったんじゃないかなというふうに思っているんですよ。そういうところから考えると、高いにこしたことはないでしょうけども、一挙に1,000円から1,500円、1,000円も達成しないのに1,500円というのは、少し無理かなということで、不採択にいたします。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** ぜひ採択をお願いしたいというふうに思います。現在、最賃は御存じのとおり東京が最も高く1,013円、最も低いのが鳥取県など15県が790円で、223円もの差がございます。1968年、昭和43年の法改正で設けられました地域別最低賃金の制度ですけども、都会地ほど最賃を高くすることで若者を農村から都会地へ送り込む高度経済成長を促進するものとなったということです。最近も地域間の格差が広がり、19

98年、平成10年は最高額の東京と最低額の宮崎を比べた場合、差額は103円でしたけども、2019年、昨年、令和元年は最高額1,013円、最低額790円と、223円もの差になつとる、格差がだんだん広がってきてると、そういう基調が続いてるということです。都市部ほど住居費が高くなるということは言われていますけども、他方、地方では車が必須となることから、生計費にほとんど差がないと、こういうふうに言われています。日弁連は、一定期間かけて段階的に時給を全国一律にし、金額を引き上げていくのと併せて、社会保険料の負担軽減など中小企業への支援を強化すべきだと、こういうふうに提言しています。新型コロナ危機を通じて、東京一極集中の是正が喫緊の課題であることが明らかとなっています。三密を避けるためには、全国どこでも1日8時間働けば、普通に生活できる最賃に引き上げて、東京一極集中を解消しなければなりません。

最後になりますけども、コロナ禍にあつて、企業も大変との声がありますけども、雇用優先だといって最賃も抑えようとしていますけども、最賃の引上げこそ経済回復の道だと、こういうふうに考えます。2008年のリーマンショックで最賃の引上げ額が前年と比べて抑制されましたけども、雇用は守られたどころか、大量の派遣切りが実際には行われました。2011年の東日本大震災でも引上げ額は、やはり前年と比べてダウンいたしましたけども、この結果、国民の消費購買力は回復せず、デフレから抜け出せなくなっているという現実があります。よって、ぜひ、こういった全国一律最賃制を設けるということと併せて、国に対してやはり中小企業に支援をしていくということ、この陳情の採択を主張いたします。

**○今城委員長** では、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第64号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…岡村委員〕

**○今城委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第64号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。賛同議員は御退席をください。ありがとうございました。

次に、経済部から5件の報告がございます。まず、令和2年6月14日の大雨被害の状況報告について執行部からの報告をお願いいたします。

中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 令和2年6月13日から14日の豪雨による農業被害について、農林課から御報告させていただきます。

農業用施設としましては、4件の被害がございました。水路が3件、農道が1件でございます。場所的には、淀江町で3件、尾高地内で1件でございます。被害状況、被害場所、

被害額については、事前にお配りさせていただきました資料に記載しておりますので、御覧いただきたいという具合に思います。なお、この4件についてでございますけれども、既に修繕の依頼を発注しております。この4件のうちの②、淀江町の農業用施設被害につきましては、もう修繕が完了したということでございます。残りの3件についてでございますけれども、これも今月中に修繕が完成する予定という具合にしております。あと、もう1点、農作物の被害状況でございます。これについては、JA鳥取西部のほうが現在も被害状況について調査中でございますけれども、6月22日現在といたしまして、白ネギ、ニンジン、大豆に被害が出ておるということでございます。白ネギにつきましては、いわゆる滞水の被害、ニンジンにつきましては滞水による品質低下、大豆ですけれども、滞水による発育不良ということでございます。この中で一番被害が大きいのが大豆で、約5ヘクタールについて、滞水により、ちょうど大雨の直前に種をまいたんですけども、それがちょっと駄目になったというような状況であるという具合に聞いております。まだ現在も調査中ということでございますので、また何か新たな状況がありましたら御報告させていただきたいという具合に思います。

農林課からは以上です。

**○今城委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、よなご未利用エネルギー活用事業について執行部からの報告をお願いいたします。若林経済部次長。

**○若林経済部次長兼経済戦略課長** よなご未利用エネルギー活用事業につきまして、3月の定例会で予算のほう御審議いただき、御了承いただきました事業、これについて交付決定を受け、事業実施の運びになりましたので御報告させていただきます。

まず、事前にお配りしました資料を御覧ください。これまでの経過でございますが、本市はエネルギー分野における地産地消・資金循環を目指しまして、官民連携による取組をしております。これが本事業の目指す方向でもございます。昨年度、経産省の補助金を活用いたしまして、事業性の可能性調査を行ったところでございます。この調査結果を踏まえまして、今年度事業申請を行い、補助採択をされたため、今年度、ヴァーチャルパワープラントシステムの構築に取り組むことになりました。

2番目の事業化の可能性調査の結果の概要でございます。未利用エネルギーや再生可能エネルギーを活用して、電源開発、仮想発電所等によって、地域内への経済波及効果が期待される事業モデルについて、昨年度検討をしたところでございます。検討内容につきましては、下水道に設置する消化ガスを利用する熱電併給設備と公民館に設置する太陽光発電設備から、これを市内各公民館に電力供給を行って、蓄電池に蓄電するものでございます。この電力につきましては、平時は仮想発電所として活用し、災害時には避難所として使用する際、公民館の非常用電源として活用するものでございます。検討結果でございますが、事業を実施する上で、地域への経済波及効果や維持管理経費等、事業性の収益の検討を行った結果、事業体制、事業可能性評価を行いまして、収支は僅か取れるということでございまして、実施するという結論に至ったところでございます。

3番目の令和2年度の事業計画でございます。本年度の事業概要といたしましては、2億円、国費10分の10。実施主体は米子市と、エネルギー分野における地産地消資金循環を目指して、官民連携と一緒に取り組んでまいりました、エネルギーマネジメントのノウハウが米子市にないことで、米子市も出資しておりますローカルエナジーさん、これと、この会社と引き続き実施してまいりたいと考えております。事業実施の分担といたしましては、米子市のほうが下水道の内浜処理場に消化ガス発電施設を2台設置、4公民館に太陽光発電施設を設置、13公民館に蓄電設備を設置。ローカルエナジーさんのほうは、先ほども申しあげましたヴァーチャルパワープラントシステムを構築するということでございます。2番目の事業イメージでございますが、昨年7月の委員会で御説明いたしましたが、重複するところもございますが、消化ガス発電と太陽光発電の電力をまずローカルエナジーさんでコントロールしていただきまして、枠内に表記しております防災力の向上、地域外エネルギーの削減というものを達成するものでございます。

次に、これまでの取組と今後のスケジュールでございますが、5月29日に補助金の交付決定を受けました。現在、公募型プロポーザルでコンソーシアムによる事業者を募集してるところでございます。7月に審査を行って、事業者を決定し、速やかに契約をしたいと考えているところでございます。本事業については、繰越しができない事業でございますので、来年の3月までに設置及び試運転を目指したいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

**○今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この太陽光発電設備の設置4公民館、蓄電設備の設置13公民館、これはライン的にはどういうふうになるんですか、地域的なラインから見たら。

**○今城委員長** 若林次長。

**○若林経済部次長兼経済戦略課長** まず、蓄電設備のほうを置く13公民館につきましては、これは避難所をこれまで置いてた公民館、12公民館を拾い出しまして、その12公民館、明道、就将、啓成、車尾、彦名、成実、尚徳、五千石、永江、県、大高、淀江、それと、このたび太陽光パネルを設置する上で、公民館の構造的に築年数とか、それから屋根に対する防水工事がしてあるかということで、就将、車尾、成実、新しい加茂、これを加えました。ということで、蓄電池に関しては、災害の拠点だった12公民館プラス加茂公民館ということで、13か所というふうになっております。

**○今城委員長** 若林次長。

**○若林経済部次長兼経済戦略課長** 太陽光パネルにつきましては、先ほど申しあげました就将、車尾、成実、加茂、これが建築された年数とかで、耐震補強とか耐震の基準があるものに関してできるということで、その4か所ということでございます。

**○今城委員長** よろしいですか。

前原委員。

**○前原委員** ちょっと聞きたいんですが、蓄電設備、蓄電池なんですが、これって何年ぐらいもつものなのかっていうのは、ちょっと知りたいなと思ひまして。これ異常に高いと、年数少ないと逆に損になってしまうので、その辺の耐用年数というのを教えていただきたい

い。

○**今城委員長** 若林次長。

○**若林経済部次長兼経済戦略課長** 一応、減価償却では6年ぐらいということなんですけど、今回事業計画としては、全体の電気施設等が15年で、昨年御検討いただいた中で、その中ではもつんであろうという判断で、耐用年数を超えてでも使えるという判断で今回の計画はしております。

○**今城委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市観光センターの指定管理者について、執行部からの報告をお願いいたします。

岡参事兼文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** それでは、指定管理者制度の適用方針について、観光課から説明させていただきます。お手元の資料、指定管理者制度の適用方針についてを御覧ください。これに沿って説明をさせていただきます。

今回の対象施設は、米子市観光センターでございます。管理業務の内容ですけれども、保守点検や補修、清掃といった施設の維持管理、施設の利用許可を行いますほか、利用促進などに資するための広報活動やイベント等の誘致を実施することとしております。そのほか、自主事業を行うことによって、観光センターやその周辺のにぎわい創出に資する事業を企画実施することとしております。指定期間ですけれども、令和3年4月から令和8年3月までの5年間としております。当該施設につきましては、現在は皆生温泉旅館組合が指定管理者でございまして、令和3年度以降も引き続き特定の法人等として皆生温泉旅館組合を指定管理者とすることを考えております。この皆生温泉旅館組合を選定する理由でございますが、同組合は観光センターがオープンした昭和58年以降、本市からの委託で管理業務を行っておりまして、指定管理者制度が始まった平成18年度以降も引き続き同センターの指定管理業務に携わってきております。また、建物の管理業務を行うのと同時に、観光地の宣伝事業や宿泊施設の紹介、あっせん業務を一体的に行っており、低廉な指定管理料で運営しているという実績がございます。さらには、長い年月で蓄積された皆生温泉地域の各旅館等に関するデータや観光振興のノウハウを有しており、それらを活用した皆生温泉のにぎわいを創出する事業を実施しております。以上のことから、皆生温泉旅館組合は同センターが有する機能を熟知しており、また、これまでの実績を考慮いたしますと、引き続き同組合に指定管理者業務を行っていただくことが最も効率的であるということから、本施設の指定管理者候補者として同組合を選定するというふうに考えているものでございます。なお、今後のスケジュールでございますが、資料の裏面に記載してございます。このスケジュールに従いまして、12月には指定管理者が決定する予定でございます。

以上で報告を終わります。

○**今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、旧米子勤労者体育センターに係る今後の取扱いについて、執行部からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** そういたしますと、旧米子勤労者体育センターに係る今後の取扱いについて説明いたします。この案件につきましては、平成31年の2月の委員会、3月の委員会等々を経て、1年以上なかなか進展できませんでした。地元の方、特に避難所として使用を思われる方々、不安に思われたこともあろうかと思えます。この場を借りてお断りをいたしたいと思えます。

それでは、説明をさせていただきます。この体育センターですが、平成31年3月をもって用途廃止をしております。その後の取扱いについて、対応を検討いたしました。その中で、隣接地でシャトー・おだかさんが事業を展開されておられますけれども、地域の活性化に資するために、この体育館と、さらには周辺の尾高城跡の梅園等を維持管理を自分のとこでしながら活用していきたいという申出がありました。また、災害時の避難所とか、体育館のスポーツ目的の使用など、地元の方々からの要望もございまして、本市としても、民間事業者の力を借りて、低コストで効果的、効率的な一体的利活用が図れると判断し、土地所有者、2分の1の共有者でありますけれども、鳥取県と協議を進めてまいりました。その結果として、何とかめどが立ちましたので報告をさせていただきたいと思えます。対応の方針といたしましては、(1)に書いておりますが、土地の共有者である尾高城跡ですけれども、県と米子市の2分の1ずつの共有地になっております。その県の土地と、米子市が所有しております史跡妻木晩田遺跡、大山町内の米子市の所有地、旧淀江町の所有地ですが、それを交換して、まず土地の一元化を図りたいと思っております。これにつきましては、鳥取県は妻木晩田遺跡、米子市は尾高城跡、それぞれ遺跡を生かした、活用した地域づくりを標榜しておりますので、その一助になると考えております。それで、交換して、今後活用を図っていく、整備をして活用を図っていきたくと考えております。交換に係る差金、差額につきましては、確定次第、直近の議会で補正予算計上をする予定としております。鳥取県の財産評価審議会、米子市の財産評価審議会を経て、それぞれその結果をもって補正予算要求をして、交換を成立させたいと考えております。それから、その交換をした暁には、ハイツ、旧体育センターですけれども、の建物及び敷地部分を民間事業者は無償で貸与したいと考えております。民間事業者の創意工夫による利活用に資すると考えております。災害時の避難所については、従来どおり、使用が可能としております。これについては、維持管理、以前は指定管理で行ってましたけれども、指定管理も今やめております。民間事業者さんの力を借りて行いますが、民間事業者さん、相当なコスト負担が伴うことが想定されますので、貸付けについては無償で対応したいと考えております。無償貸付けに係る議案は、これも直近の議会で上程する予定としております。(3)で、旧体育センターの維持管理を民間が担うとともに、周辺地域、史跡尾高城跡に係る一部について、除草や清掃、あとは管理等を民間事業者さんの力を借りて実施して、この地域の利活用、活性化を図ってまいりたいと思えます。その他ですけれども、これは一旦用途廃止をした建物、財産の有効活用の観点から取り組むものでございまして、期間は当面の間とし、この体育センターの施設が老朽化等により使用が不可能となった時点で無償の貸付け

は終了したいと考えております。また、この市の史跡指定になっている尾高城跡ですが、鳥取県を代表する中世のお城であります。昭和52年に市の史跡として指定されております。文化庁もこの尾高城跡につきましては、価値を認めておまして、国史跡となる価値を有しているというふうな判断をしておりますので、将来的には、今、市の指定ですが、国の指定に向けてのランクアップを考えていきたいと今考えております。そういうことも踏まえながら、今後、史跡の適切な保存整備に向けて、民間事業者さんとともに、また地元の方、特に大高地区の方、ボランティア等で日常的にも作業をしていただいておりますが、大高地区をはじめとした多くの方々、市民の方々と連携しながら、史跡の保存活用に向けて取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 2番目のところで、体育施設及び周辺土地の維持管理には民間事業者の相当なコスト負担が伴うことから、貸付けについては無償とすると書いてありますけども、この民間事業者の行う維持管理というものの範囲はどこまでなんですか、これ。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 体育館の通常の貸出し及び体育館の清掃、光熱水費等も含めて、あと、周辺の尾高城跡、梅園を中心とした尾高城跡の除草、維持管理、そういうふうなものを想定しております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 施設等の修繕等については、これは入らないわけですか。施設の修繕等は維持管理に入らないですか。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 基本的には、修繕は米子市が行うものと考えております。

**○今城委員長** よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時05分 休憩**

**午後3時18分 再開**

**○今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、史跡米子城跡保存整備事業について、執行部からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** すみません、マスクを外させて説明をさせていただきます。

史跡米子城跡保存整備事業について、今年度実施しております事業の現状について、下記のとおり報告させていただきます。

まず、1番として、米子城跡三の丸、今の湊山球場部分ですが、の追加指定について説明させていただきます。史跡追加指定に係る意見具申を今予定しております。湊山球場

敷地につきましては、文化財保護法第189条によって史跡の追加指定に係る意見具申を文化庁に対して行う予定としております。意見具申の時期は、来月7月を予定しております。現在、内容について文化庁及び鳥取県と調整をしているところでございます。中身につきましては、平成17年7月に行いました当初の史跡指定の意見具申及び平成29年3月に策定しました保存活用計画、また平成31年3月に策定しました整備基本計画の内容を踏襲したものとなっております。スケジュールとしては、そこに簡単な表をつけております。意見具申を7月に行う予定としております。それを受けて、国の文化審議会が調査・研究を行います。その後、審議会の答申が今の予定だと11月に出る予定でございます。それから、官報告示が来年の2月を予定しております。官報告示をもって最終的には史跡の追加指定が行われるということになっております。

続きまして、今着手しております整備のイメージについて、イメージ図を作成いたしましたので、少しそれを見ていただければと思います。この整備イメージについては、今後の整備、いろいろ5年とか10年とか15年のスパンでかかる整備ですが、その中でちょっと一般の方を含めて、イメージを抱いていただけるために作成したものでございます。イメージ図を見ていただければと思います。まず、1枚目でございますが、湊山球場の市街地のほうから鳥瞰をしたものでございます。こういうような格好で将来、15年程度先には、こういうのが整備できるかなと思って、イメージをつくったものでございます。それから、もう1枚目、次ですが、これはもう少し視線を落として、三の丸、湊山球場を廃止して、スタンド等を撤去した後の整備の状況、活用の状況をイメージしたものでございます。それから3枚目ですが、これは同じような視点で夏の夜の活用イメージをイメージしたものでございます。大体、夏の夜にこういうマルシェとか、そういうのもやりながら、照明を持ちながら山の上のほうにも上がっていただいたり、ライトアップもしたりというふうな活用イメージとして、こういうイメージを持っております。

では、その他整備事業について御説明させていただきます。今年度の令和2年度の整備事業については、今までの委員会の中でも説明をさせていただきましたけれども、進捗状況を含めて説明をさせていただきます。湊山球場の用途廃止及びレフト側スタンドの撤去・駐車場整備ですが、これは、先ほど議案第68号で説明をいたしましたけれども、湊山球場の用途廃止を考えております。それから、それを受けて、レフトスタンド側を中心に撤去いたしまして、史跡等活用専用駐車場を来年3月までに整備を行う予定としております。今の進捗状況は、今、設計がほぼ終わってきている段階でございます。今後、工事発注を行って、整備に向かっていくということになります。それから、米子城跡の正面玄関に当たります枅形という部分があります。ちょうど西部医師会館の反対側に当たりますが、この枅形がかなり劣化をしてきております。ちょっと石が崩れたり割れたりしてきておりますので、その補修に向けた測量を行う予定でございます。その結果を受けて、今後の方向性を検討していくことにしております。積み直しにするのか、ネットをかけるのか、その他の方法があるのか、とにかく現状を把握して、その結果をもって今後の対応を考えていきたいと思っております。これについても、今コンサルへの委託の設計を行っているところでございます。それから、3番目ですが、二の丸の石垣の発掘調査。先ほども委員から御指摘のありましたテニスコートがある二の丸部分ですが、この上と下、高石垣、結構な高さの石垣がありますが、その状況を把握するために発掘調査を行いまして、今後

の修復、整備に向かう方向性の一助にしたいと考えております。今、これは準備段階でございます。それから、城山全エリアの測量、これは、いわゆる赤色立体図というのを作成して、崩落の危険箇所と、その他、未知の今まで知られてない遺構等の全体の把握を行う予定にしております。今月、今の予定だと6月の27日もしくは28日にヘリコプターを飛ばして、レーダー測量を行いたいと考えております。それから、危険木の伐採ですが、これもいろんな本議会、委員会等々で御指摘のあったものですが、天守及び内膳丸周辺を中心としたエリアのうち、今年度は天守を中心に遺構を保護、木が非常に茂ってきておりますので、台風とか降雪とかによって倒木等によって石垣とかが崩れないように、危険木の伐採を行っていきたいと思っております。これも、事業実施に向けて、今設計を行っているところでございます。設計でき次第、発注して着手していきたいと考えております。

概要は以上でございます。

**○今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 3のとこのその他の整備事業のところ、①のところは湊山球場（三の丸）の史跡公園としての整備に向けてという文言が入っていますけども、これ、史跡公園というのはあくまでもやられるんですか。一時期、いつの頃だったかな、委員会で議論をしたときに、史跡公園ではなくて、史跡事業ですという言葉に変わったような気がするし、仮に史跡公園ということになっちゃうと、公園の施設条例というのが絡まってくるんじゃないかと思うけど、その辺はどう整理されてらっしゃいますか。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 史跡公園という名称ですが、これは都市公園の中の一つの形態として史跡公園という名称を使っておるものでございます。ですので、改めて何かを定めるとかというふうなことは必要ないと考えております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 湊山公園でしょう、あそこは、総合公園としての、全体が。その中で、史跡公園ですということが出てくるんですか。前にその議論したときに、史跡公園ということではなくて、史跡事業ですということにして、史跡公園ではありませんという答えがたしかあったと思うで、僕、議事録を読めば。それで、このことの論議をしたと思うだがんね。だったら、史跡公園ということになれば、施設条例というものが必ずついてくるんじゃないのと、都市公園の中に史跡公園という二重の使い方というのはあり得ないと思うんですよね。例えば今回の条例廃止出たように、公園の中に何々の施設をつくり出すというものがありますよ。だけど、公園というものの中に公園が出てくるというような条例解釈というのは、僕はあり得ないと思うんだけどね。これを史跡整備事業として、あるいは史跡事業として整備するというのは、これはすんなり入るんです。ただ、史跡公園ということになっちゃうと、湊山公園とはまた別の公園というもののイメージを抱くんですよ。だけど、湊山公園そのものなのに、なぜまた史跡公園というものがかぶってくるのかと、こういう文言の整理というのは必要じゃないの。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 用語の整理というのは必要かと思いますが、いわゆる湊山公園、都

市公園、総合公園としての湊山公園の中にある一形態としての米子城跡を中心とした史跡公園という考えでおりますので、ちょっとそこのところは私のほうも勉強して、表現を検討したいと思っております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 過去の議論したこともちょっとめくっていただいて、僕が申し上げたような形の結果になつとると思うんで、そういうこと二度、三度も間違えないようにしてもらいたいですね、誤解が起きないように。

それと、この野球場の、ごめん、条例廃止のときに言うの忘れてたんで、ここで言わせてもらうけども、野球場の廃止することに対する周知方法というのは、どういうふうにやられてきたんですか。

○**今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 野球場の廃止についてでございますが、競技を統括する団体と、一番最初は平成20年頃であったかというふうに記録を見ますとなっておりますが、その頃に協議をしております。それと、このたびの廃止についてでございますが、昨年度から競技団体のほうと協議をしております。また、今年度の利用調整会議というのが毎年2月でございますが、その際に、9月の23日以降の利用について、予定が、大会等入れられないわけですので、お集まりいただいた競技団体のほうにその場で御説明をいたしたところでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 十分な周知をされておるとは思うけども、ややもすると市民の側から、俺たちには全く相談もなかった、俺は反対なんだという意見も必ず出てくるんで、そういうことを含めて周知というものをやっぱり徹底していかれなきゃならんんじゃないかなということをお願いしておきます。

○**今城委員長** ほかにございませんか。

尾沢委員。

○**尾沢委員** 最近、この米子城のところでも内堀を検証しておられたようなんですけども、今計画の中には全く何か堀の関係は含まれてないな、あれはもう要はここに堀があったよっていうのを確認するために現在ああして発掘してらっしゃって、この図面で見ると、もうきれいに埋められちゃうのかなっていう感じで、道路の周りで堀らしきグリーンベルトがありますけれども、そういう感じにしようというような、大体計画なんですか。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 内堀の件でございますが、今調査を行いまして、規模が大体つかめてきております。幅30メートルというのは、やはり間違いないだろうと思っております。このイメージ図ですけども、この手前に自動車が4台ほど並んでおります。その山側というか、城山側が内堀の部分で、今の想定ですと大体、深さはまだ決めてないんですけども、2メートル前後は掘削をして、内堀を現したいと考えております。深さ自体は文献によりますと4メートルとか5メートルとかあるんですが、そこまでの堀を掘るっていうのはなかなか困難な面があるかと思いますが、今の段階ですと、大体2メートル前後は内堀を表出して、お城の中心として分かっていただける、一般の方に表現をしたいと思っております。

○**今城委員長** 尾沢委員。

○**尾沢委員** それと、大変すてきな夜景が入っております、本当にこんなイメージの我々は場所に住んでるんだなあということで、ここで夜間の登り口なんかもきれいに表現してありますので、ここら辺りもひとつ重点的に上がって楽しめるような城にということも、楽しみだなという感じしておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 一番最後の丸の危険木の伐採の問題なんだけども、ここで僕は毎回申し上げておるんだけど、私はもう少し、雑木という表現は悪いかもしれんけど、雑木がいっぱい生えとる、あれもう少し早めにきれいにする方法はないもんだろうかと言いたい。この今のイメージ図で見ると、非常にきれいに見えるけども、実際にこんなイメージじゃないんですね、イメージが現実じゃないんですね。それから、深浦側のいわゆる彫刻道路があったが、あの辺の一带が非常に危険な状態だと思うだろ、前から言ってるけども。ああいうものって、危険木、危険木って言葉じゃなくて、面的にずっと伐採してきれいにする方法ないの、あれ。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 委員御指摘のとおり、大変、木が私の記憶によりますと、昭和50年代前後ぐらいから、なかなか伐採等を行ってこなかった影響もあって、今のようになっています。ですので、そういう反省にも立ちまして、手を入れていくっていうのは必要かと思っております。日常的な維持管理の中で、少し大きくなった木はもう伐採をしていくっていうのは必要かと思えます。今回の危険木の伐採ですが、今、天守を中心に考えております。それが終わりましたら、今度は深浦のほうにも、いわゆる昔でいう市道があります、トリムコースになっておりますが。それから、海の裾に走っております、いわゆる彫刻ロードからの延長線上の海岸のライン、ああいうところも伐採等進めていきたいと考えております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 予算と時間がついて回ってないような感じがするんだけど、いつ頃までにそれ今言われたことの内容が出来上がるんですか。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 今のスケジュールだと、向こう6年間の間にやりたいと思っております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕、6年先まで生きとらんので、できれば僕の生きてるときに、ぜひやっと思ってください。要望しときます。

○**今城委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

○**中田委員** ちょっと参考までに、この整備事業の下のところ、今、危険木の話も出たんですけども、枡形のこと出てて、あそこ枡形の上に上がった階段っていうか、石段のところにはかなり大きな木の根が張った状態で、石の階段自体がかなり傷んでたりとかってということで、そういうことになるとかなり大がかりなことになると思うんですね。だ

けど、このイメージ図であるように、非常に重要な構成の中の一つだっていうことになってくると、ただ単に、ここで出ている枡形の石垣の補修に関わる表現でされてることよりも、もっと大がかりなことで整備しなきゃいけないと思うんですけど、その辺いかがですか。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 委員御指摘のとおり、かなり大がかりなものになるかと思います。やはり、そこを最終的にどういう方向性を出していくかっていうのは、きちっと調査をした上で組み上げていく、見通しを、方向性を出していくのが必要かと思います。今やっと本格的な整備が始まったばかりでございます。今後も調査・研究進めながら、委員御指摘の部分も含めて、きちっとしていきたいと考えております。

○**今城委員長** 中田委員。

○**中田委員** 最後に、今後もまたいろいろ聞く機会があると思いますけども、この結局城跡っていうのは長い歴史の中で姿を変遷してきたというか、大きく海からの、いわゆる海城という状況から、今度は江戸時代になってからの城郭の形成で、さっき重要な正面玄関の枡形という表現もありましたけど、一方で右側の、この絵でいうと、こちらのほうのもともとの位置づけとかっていうのが、ちゃんと歴史的に構成がうまく残っているところですよ。そこら辺もやっぱり配慮された表現というか、整備の仕方というのを考える必要があると思うんですけど、その辺いかがですか。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 委員御指摘のあった正面玄関というかですが、特に今、枡形が置かれてる部分は、いわゆる後からつくられた米子城の玄関に当たります。多分、吉川広家が築城したときは、テニスコートに上がる坂道がもともとの正面玄関だったろうと思います。今、少し木を切りましたら、新たな石垣が出てきております。その状態も実はあまりよくありません。そういうところの整備も、今後、先ほど赤色立体の話もしましたが、いろんなところでそういう次から次から新たな発見、新たな修理箇所っていうのも当然出てきますので、柔軟にそういうところは対応して、臨機応変な整備を行っていきたいと考えております。

○**今城委員長** 中田委員。

○**中田委員** ぜひその辺も調査しながらだと思うんですけど、さっき言った吉川広家の時代の、この右側のところっていうのは、延長線上の道っていうか、町割りが、いまだにその道の形状まで、地図で見るとよく分かるっていうか、最初の米子の町がどういう町のつくりで、その次どうなってきたかも分かるような構成になってますよね。だから、そういうことも想像が高まるような、ひいては米子城だけではなくて、そこから歩いて行って、その行った先で経済活動につながるようなとか、そういうことも踏まえて、活用っていうのはこの城のこの部分だけではないと思いますんで、そういうことも御配慮いただいた調査、結果がにつながるような整備をぜひ考えていただきたい、これは今要望しときたいと思います。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

この際、委員の皆様にお諮りいたします。

先ほど遠藤委員より発言を求められておりますが、この件について発言を許してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** そうしますと、委員会といたしましては、遠藤委員から事前に発言の趣旨、そして目的等は伺っておりませんので、まず、皆様にお諮りする必要がございますので、目的、内容等簡潔にお話しただくようお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 今日の補正予算ですか、新たにまた出てくる、最後に給付金問題が出ておりましたが、独り親家庭の、出ておりましたから、その最終日のことと絡んでもいいかなというふうに思いましたけども、それが出るということは分からなかったもので、前もって、実は皆さんのお手元にお示しするように、今まで米子市が取り組んでこられた、いわゆる感染症の支援事業の総括表を作らせてもらいました。その中で、いろいろ中小・小規模事業者等向けとか、市民向けというものを含めて、私なりに分類させてもらいました結果、一つだけ大事なものがあるんじゃないかなという思いがありまして、そのことを意見として言わせていただこうと思ったから、作って、実は資料提出してるわけでありませ

**○今城委員長** 遠藤委員、よろしいですか。

そうしましたら、委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの遠藤委員からの御発言を受けまして、この件について議題として供することについて、皆さんの御意見を伺います。この件について、議題として供していくことについて、よろしいですか。

（「委員長、議題じゃなくていいんです。議題じゃない、報告事項にしてもらいたい。」と遠藤委員）

**○今城委員長** そうですね、報告事項ですね、失礼しました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** この際、執行部の同席も必要となりますでしょうか。

**○遠藤委員** おつてもらったほうが、商工課なんか関係すると思いますんで。

**○今城委員長** そうですか。そうしましたら、発言をこのまま続けていただくこととなりますが、今頂きました資料の中には経済部以外の内容等も入っているように見受けられますので、今おられますのは経済部の皆さんだけですので、経済部の部分についてお話しただきますようによろしくお願いいたします。

**○遠藤委員** 御配慮ありがとうございます。

そこで、国、県、市という形で事業主体あるいは事業の支援種別というのを整理させてもらいました。一番最後に事業費と財源内訳、私はこの間配られた政策、総務部ですかね、あそこが配られた一覧表を総括した形のものにしております。多少間違いがあるかもしれませんが、大筋こういう流れになっとなるんじゃないかなというふうに思いました。

そこで、今日はひとつ当局の皆さん方に、この雇用支援事業の中に加えていただいて、具体的なものを進めてもらいたいという一つに雇用調整助成金という問題がありまして、

これも今政府のほうは取り組んでおられるようですが、新たに2兆円というものの地方交付金を出すという中に、この個人が直接給付を求める方法のものが入るだけということが新聞には載っておりました。つまり、この雇用調整助成金は、事業主が結局雇用者に払った場合の助成をするわけというシステムになっておりますが、そうじゃなしに、事業者だけでなしに、個人が直接受けた場合に申請できるというシステムのようなことです。これを私はこの支援事業の中に大きな一つの課題として考えていただきたいなということ。それで、担当部から聞くと、実はそういうことが起きるんですけども、具体的な手続方法、事務の進め方、こういうものがなかなか見つからなくて、今のところ、ハローワークと話はしとりますということまでは聞いてるんですけども、ただ、米子市としても、やっぱりこれを使う中で、何にやっていただくかということで、いわゆる非正規社員の皆さんのいわゆる強制休業を受けられた補償なんです。これをぜひ、この雇用調整助成金の個人が申請できるというものの制度を使って、ぜひ米子市も支援の体制を取ってもらいたいなというふうに思っています。この派遣社員を送ってる会社自身は、この雇用調整助成金を使わない会社が多いようです。そういうことを考えると、米子市内の中でも、強制的に休業を要請された非正規社員の皆さん方は全く給料がなくなるということが起きておりますので、できれば個人で申請ができるということであれば、会社がしなくても個人がハローワークに行ってできるということになれば、そのシステムというものを早く確定させていただいて、周知もしていただきたいなと。このことを特にお願いしたくて、この一覧表を作った中で、それが見えるんじゃないですかというものの内容等の資料としてつけていただいておりますので、御参考にしていただいて、取組をしていただければと、こういうふうに思います。お考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○**今城委員長** 若林経済部次長。

○**若林経済部次長兼経済戦略課長** 御指摘ありがとうございます。現在もハローワークとか、鳥取県版のハローワークなど関係団体との連絡は密にしておるところでございます。ハローワークさんのほうと協議いたしまして、米子市のほうで情報発信をお手伝いできることがありましたら、私どものほうもホームページとか工夫して、市民の皆様に伝わるような方策を考えてまいりたいと思います。

○**今城委員長** よろしいですか。

ほかにはございませんね。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、以上で都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時47分 休憩**

**午後3時48分 再開**

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

どのように選出をするか、選出方法について御協議をお願いいたします。

この際、御報告いたします。事前に岡村委員より、広報広聴委員会への御希望の申出をいただきましたので、まず、自選という形で皆様をお願いしたいと思いますが、それでよ

ろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** それは、自選ということで、改めて自選で広報広聴委員にお願いできる方はお知らせくださいませ。

では、お手が挙がりませんので、お一人は、では岡村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、推薦させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** 先輩にお願いして申し訳ありませんが、尾沢委員さんをお願いできればと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** それでは、広報広聴委員会の委員には、岡村委員、尾沢委員を選出いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 異議なしということですので、そのように決定をいたします。

以上で都市経済委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 5 0 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 今 城 雅 子